

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中標津町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道標津郡中標津町長

## 公表日

平成27年7月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>介護保険の適正かつ効率的な運営のため、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答            ②被保険者証又は認定証等の交付・再交付・返還受理            ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態の区分変更の各種認定申請の受理、申請に係る審査            ④介護給付、予防給付又は特例給付等の支給            ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査            ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例申請の受理、申請に係る審査            ⑦保険料の徴収賦課            ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更            ⑨保険給付の支払の一時差止め            ⑩調整交付金の算定</p> <p>なお、これらの事務に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	①介護保険システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④歳入管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険ファイル (3)滞納管理ファイル (5)統合宛名ファイル	(2)収納管理ファイル (4)歳入管理ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)            ・第9条第1項及び別表第一の68項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)            ・第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険等関係情報」が含まれている項 (1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 117の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 (93, 94の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)            (2, 3, 6, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47条)            (別表第二における情報照会の根拠)            (46, 47条)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活部 介護保険課
②所属長	介護保険課長 幾田 千之
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 総務部 総務課 電話番号:0153-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 町民生活部 介護保険課 電話番号:0153-73-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

